

諮問第2号「公平負担徹底のあり方について」答申（案）概要に関する 意見募集の結果

I 意見募集期間

- 平成29年7月26日から平成29年8月15日まで

II 提出された意見の件数、意見提出者

- 提出された意見の件数：131件

(1) 個人 : 112件

(2) 団体 : 19件

諮問第2号 主な提出意見と対応について ①

主なご意見	委員会としての考え方と対応
訪問によらない契約勧奨を希望するご意見	<p>訪問活動による受信者の把握や面接等が、視聴者・国民の生活様式に合わない状況も生じてきていると考えています。また、訪問活動の経費が視聴者の負担による受信料によるものであることや、一般に勧奨等のための訪問を望まない方も多いことに鑑みれば、適切な制度を整備することにより、訪問活動に関する現状を改善する必要性は高いと考えており、ご意見を踏まえ、答申にその旨の記述を追加しました。</p> <p><u>記述を追加した箇所</u></p> <p>○ 1. 諮問第2号「公平負担徹底のあり方について」検討にあたって【7ページ】</p>
料金を支払った方にのみ放送番組を視聴できるようにする方式（いわゆる有料スクランブル方式）を推奨するご意見	<p>放送方式としては、料金を支払った者にのみ放送番組を視聴できるようにする、いわゆる有料スクランブル方式もあります。受信料は、NHKによる放送の対価ではなく、NHKの維持運営のための特殊な負担金と考えられます。この受信料を財政基盤とするからこそ、特定の利益や視聴率に左右されず、社会生活の基本となる確かな情報や、豊かな文化を育む多様な番組を、あまねく提供することが可能となり、NHKが社会的使命を果たすことが出来るものと考えます。いわゆる有料スクランブル方式は、公共放送になじまないものであり、主な海外の公共放送においても、こうした方式を採用している国はありません。そのため、現行の受信料を財源とすることを維持したうえで、公平負担の徹底を実現する方法を検討することとし、いわゆる有料スクランブル方式については、検討対象の制度に含めていないため、ご意見を踏まえ、答申にその旨の記述を追加しました。</p> <p><u>記述を追加した箇所</u></p> <p>○ 1. 諮問第2号「公平負担徹底のあり方について」検討にあたって【7～8ページ】</p>

諮問第2号 主な提出意見と対応について ②

主なご意見	委員会としての考え方と対応
<p>「居住情報の利活用制度」における個人情報の取り扱いに関するご意見</p>	<p>居住情報の利活用にあたっては、視聴者・国民の理解および公益事業者からの協力を得るためにも、NHKにおいて取得された情報の安全管理措置等の仕組みを検討していくことが前提となると考えています。居住情報の利活用制度に基づき取得された情報については、NHKが講じている現在の措置に加えて、さらなる措置が必要となると考えられ、ご意見を踏まえ、答申にその旨の記述を追加しました。</p> <p><u>記述を追加した箇所</u></p> <p>○ 2. 「居住情報の利活用制度」について【10～11ページ】</p>
<p>「不払い等を抑止する制度」において、割増金の適用要件が明確であっても、状態の立証は困難ではないかとのご意見</p>	<p>放送受信規約に規定されている割増金の運用にあたっては、適用要件をより明確に規定することが必要と考えています。あわせて、その要件については、割増金を適用する対象であることが合理的かつ客観的に判断できるようにすること等で、運用の実効性が担保される内容であることが必要と考えており、ご意見を踏まえ、答申にその旨の記述を追加しました。</p> <p><u>記述を追加した箇所</u></p> <p>○ 4. 「不払い等を抑止する制度」について【15ページ】</p>
<p>制度の整備・運用にあたっては、視聴者・国民の理解を得ることが重要であるとのご意見</p>	<p>本答申において必要性・妥当性があるとした制度の整備・運用にあたっては、視聴者・国民の理解を得ることが重要と考えています。視聴者・国民の理解を得るためには、NHKが信頼され、公共放送として求められる役割を果たしていることが前提であるとともに、制度の整備・運用により、どの程度の公平負担の徹底と経費の削減が期待できるかを具体的に示すことも重要と考え、ご意見を踏まえ、答申にその旨の記述を追加しました。</p> <p><u>記述を追加した箇所</u></p> <p>○ 6. おわりに【17ページ】</p>